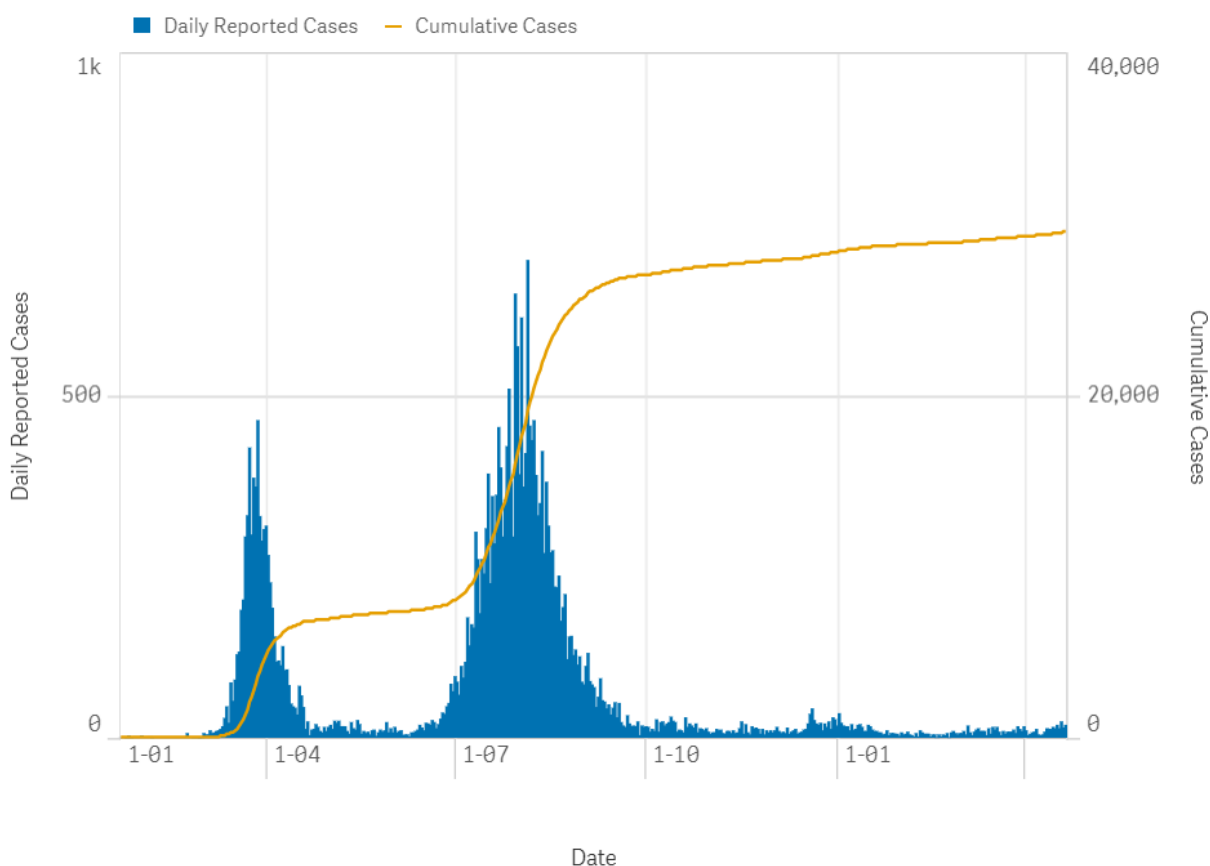


1. 新型コロナウイルス最新情報

オーストラリアでの日々の感染者数は直近（4月21日現在）で **19人** となっています。主な内訳は、ニューサウスウェールズ州 8人、ビクトリア州 3人、ノーザンテリトリー3人となっています。

Source: Department of Health, States & Territories Report 21/4/2021



- ・ 4月19日よりオーストラリアからニュージーランドへの入国者に対する隔離措置が免除されています（渡航にあたり一定の条件あり）。ニュージーランドからオーストラリアへの入国者に対する隔離措置はすでに免除されていたため、**両国間での隔離なしでの相互渡航が可能**となっています（トラベルバブル）。
- ・ 日本航空（JAL）より、5月1日～31日にメルボルン・成田線（成田発のみ）を週2便（火・木）運航することが発表されています。

2. 2021 年度FRINGE・ベネフィット税申告

2021 年度のFRINGE・ベネフィット税（FBT）の申告期限が近づいております。今回は、FBT の概要と 2021 年度における申告期限及び各種レートについて紹介します。

① FBT の概要

FBT は従業員（関連者を含む）への現金給与以外の経済的利益（ベネフィット）の供与に対して課税される税金で、**納税義務は雇用者**にあります。

② FBT 対象となるベネフィットの例

- ・ 会社が従業員の家賃を負担
- ・ 会社が従業員に車を提供し私用（通勤含む）で使用
- ・ 会社が従業員に駐車場を提供
- ・ 会社が従業員の個人所得税を負担 など

③ FBT 課税年度（2021 年度）

2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日

④ 申告期限（2021 年度）

2021 年 5 月 21 日

（会計事務所等の Tax Agent を利用する場合は **2021 年 6 月 25 日**）

⑤ FBT 計算（2021 年度）

FRINGE・ベネフィット税額 = （ベネフィット課税対象額×タイプ別グロス・アップ・レート）×FRINGE・ベネフィット税率

タイプ 1 グロス・アップ・レート （GST 控除対象の場合）	2.0802
タイプ 2 グロス・アップ・レート （GST 控除対象外の場合）	1.8868
FRINGE・ベネフィット税率	47%

※2020 年度からの変更はありません。

お問い合わせ先

Fair Consulting Australia Pty Ltd.

Level 31, 120 Collins Street, Melbourne VIC 3000 Australia

Tel : +61 3 9225 5013

Web : <https://www.faircongrp.com/>



讃岐 修治

オーストラリア国公認会計士

E-Mail : sh.sanuki@faircongrp.com



鳥居 裕司

日本国公認会計士/米国公認会計士

オーストラリア国・ニュージーランド国勅許会計士

E-Mail : hi.torii@faircongrp.com

「FCG オーストラリア ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG オーストラリア ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG オーストラリア ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。